

しまね地域 DX 拠点 DX 計画策定伴走支援事業 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県内企業がデジタル技術を活用しながら業務やビジネスモデルの変革（DX：デジタルトランスフォーメーション）を実現するための計画策定等に取り組む際に、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が代表機関を務める支援コミュニティである、しまね地域DX拠点（以下「当拠点」という。）が、当拠点の構成員を派遣の上行う伴走支援「DX計画策定伴走支援事業（以下、「本事業」という。）」について、適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 本事業の支援対象者は、島根県内に事業所を有する中小企業支援法第2条に規定する中小企業者とする。

2 前項に該当する企業であっても次の各号のいずれかに該当する場合は支援対象者から除外する。

- (1) 島根県税の未納の徴収金がある者
- (2) 民事再生法（平成14年法律第154号）や会社更生法（平成11年法律第225号）などの適用中の者もしくは手続開始の申し立てがなされている者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- (4) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれかに該当する者
- (5) 事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力できない者。

(支援内容)

第3条 本事業による支援内容は、モデル事例となりうるDX計画の策定を行うにあたって、当拠点の構成員（以下「支援構成員」という。）による伴走支援を実施するものとする。

(支援時間及び期間)

第4条 支援構成員が伴走支援にかかる時間は、支援内容の実施に必要最小限の時間とし、支援期間内での支援時間は75時間を上限（オンラインでの支援も対象）とする。ただし、分析や協議資料の作成等時間はこのうち45時間を上限とする。

2 本事業による支援期間は、支援依頼日より6ヶ月とする。

(支援に係る謝金及び旅費の限度・範囲)

第5条 支援に係る支援構成員に対する謝金は、1時間当たり13,200円(消費税及び地方消費税を含む)とする。なお、支援に必要な分析や協議資料の作成等に対する謝金も同額とする。

- 2 支援に係る支援構成員に対する旅費は、支給しない。
- 3 次の各号に掲げる費用が発生する場合には、その費用は支援対象者負担とする。
 - (1) 訪問面談日時等の確定後、支援対象者都合によるキャンセルが発生し、キャンセル等を受けた時点で支援構成員側のキャンセル料等が発生した場合の当該諸費用
 - (2) 本事業に関連して支出する一切の費用(支援構成員による伴走支援に対する謝金を除く)

(支援の申請)

第6条 支援対象者が、本事業の申請しようとするときは、支援申請書(様式第1号)とその他必要な書類を添えて財団に提出することとする。

(支援の決定・承諾)

第7条 財団は、前条に定める提出書類により、申請の内容が第2条及び第3条の要件を満たす場合、審査を行い、支援の可否及び支援の内容を決定する。

- 2 財団は、支援を決定した場合は、支援決定先に対して支援決定通知(様式第2号)を交付し、支援決定先が伴走支援者として希望する支援構成員に対しては伴走支援依頼書(様式第3号)を送付し、支援構成員から伴走支援承諾書(様式第4号)にて支援同意を得るものとする。
- 3 支援決定にあたって、伴走支援者として希望する支援構成員に希望が無い場合は、財団より支援構成員の情報を開示し、支援決定先が選定するものとする。財団は、選定された支援構成員に対して、伴走支援依頼書(様式第3号)を送付し、当該構成員から支援承諾書(様式第4号)にて支援同意を得るものとする。

(支援決定先の負担)

第8条 支援決定先は支援に関わる経費として125,000円(消費税及び地方消費税を含む)を負担しなければならない。

- 2 支援決定先は前項の規定に基づく負担金について、財団からの請求に基づき、財団が指定する期日および金融機関にその全額を一括して前納しなければならない。
- 3 負担金について原則として返金しないものとする。ただし、財団代表理事理事長(以下「理事長」という。)が特に認める場合はこの限りでない。

(支援計画の策定)

第9条 支援構成員は、伴走支援の初回面談から30日以内に、支援決定先と協議の上支援期間中の実施計画を策定し、伴走支援計画書(様式第5号)を財団に提出し、伴走支援計画承認通知書(様式第6号)により、財団の承認を受けなければならない。

(支援決定先の義務)

第10条 支援決定先は、自助努力により本事業を着実に実施し、第9条で策定した計画の推進に取り組まなければならない。

- 2 支援決定先は、本支援を受けて策定したDX計画書を支援期間の終了から7日以内に提出しなければならない。
- 3 支援決定先は、事業完了後においても事業活用による効果測定のため、財団から財務諸表等の提出を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(当拠点構成員の義務)

第11条 当拠点の構成員は、別に定めるしまね地域DX拠点会則に基づき、本事業を通じて知り得た支援決定先の企業情報を厳守しなければならない。

(伴走支援内容等の変更)

第12条 支援決定先及び支援構成員は、次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに変更(中止)承認申請書(様式第7号)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 伴走支援の内容を変更しようとするとき。ただし、伴走支援の過程の中で新たな課題が顕在化する等不測の事態により伴走支援の内容に変更が生じる場合は除く。
 - (2) 伴走支援を中止しようとするとき。
- 2 財団は、前項の規定により変更の申請があったときは審査を行い、承認する場合は、変更(中止)承認通知書(様式第8号)により、支援決定先及び支援構成員に通知する。

(支援報告書の提出)

第13条 支援構成員は、支援決定先に伴走支援を実施した都度、7日以内に支援報告書(様式第9号)を財団に提出しなければならない。

(当拠点の構成員に対する謝金の支払い)

第14条 財団は、前条により提出される支援報告書の内容を審査の上、全ての支援が終了した後に支援構成員に対して支払うべき謝金の額を確定し、支払うものとする。

- 2 支援構成員に対する謝金の支払いの時期及び方法について、財団の定めるところによる。

(効果の確認及び事後評価)

- 第 15 条 財団は、事業の途中において随時進捗状況を確認し、必要な改善指導等を行う。
- 2 財団は、必要に応じて支援への同席や支援決定先を訪問する等により、随時、事業効果の把握に努める。
- 3 財団は、事業終了後に支援の内容についての事後評価を行うこととし、支援決定先は受入報告書（様式第 10 号）を支援期間の終了から 7 日以内に財団に提出しなければならない。

(事後支援)

- 第 17 条 財団は、本事業完了後においても必要な情報収集を行い、関係機関と事後支援について検討するものとする。

(雑則)

- 第 18 条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 1 この要領は、令和 6 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則 2 この要領は、令和 7 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則 3 この要領は、令和 8 年 4 月 2 4 日から施行する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、伴走型支援の依頼をするにあたって、また、伴走型支援の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。